

会員の皆さまへ

株式会社ビューカード

ビューETC カード特約改定のお知らせ

拝啓

平素は、ビューカードをご愛顧賜り誠にありがとうございます。

このたび、今後もお客さまにより安心してサービスをご利用いただくことを目的として、ビューETC カード特約を下記のとおり 2025 年 11 月 4 日に改定いたします。

敬具

記

現行	改定後
ビューETC カード特約 (略) 第 6 条 (ETC カードの解約及び利用停止と返却) 1 ETC 会員は、当社所定の <u>届出書類を提出すること</u> により、いつでも本特約を解約することができます。この場合 <u>ETC 本人会員は、当社に対して、解約日までに発生した ETC システム利用による通行料金の全額をお支払いいただくこともあります。</u>	ビューETC カード特約 (略) 第 6 条 (ETC カードの解約及び利用停止と返却) 1 ETC 会員は、当社所定の <u>方法</u> により、いつでも本特約を解約することができます。この場合、 <u>当社が必要と認めた場合は ETC カードを返却し、そうでない場合は ETC カードを直ちに裁断し使用不能な状態にし、自らの責任において廃棄するものとします。</u> 2 <u>前項において、当社の定める解約日までに発生した ETC システム利用による通行料金等は会員規約第 10 条に基づきお支払いいただきます。また、前項に基づく解約であっても、ETC システムの利用が確認された場合にはその発生した通行料金等も、お支払いいただきます。</u>

<u>2</u> 指定カードを退会する場合、本特約も同時に解約となり、ETC 会員の地位を喪失するものとします。 <u>3</u> ETC 会員が本特約及び指定カードの会員規約に違反した場合、その他当社が ETC 会員として不適当と認めた場合、当社は何ら通知、催告を要せずして、ETC カードの使用停止又は本特約に基づく ETC 会員としての地位を取り消すことができ、これらの措置とともに道路事業者に出該 ETC カードの無効を通知することがあります。この場合において、本項の措置及び ETC カードの無効の通知により ETC 会員に損害が生じた場合であっても、当社は免責されます。 (略)	<u>3</u> 指定カードを退会する場合、本特約も同時に解約となり、ETC 会員の地位を喪失するものとします。 <u>4</u> ETC 会員が本特約及び指定カードの会員規約に違反した場合、その他当社が ETC 会員として不適当と認めた場合、当社は何ら通知、催告を要せずして、ETC カードの使用停止又は本特約に基づく ETC 会員としての地位を取り消すことができ、これらの措置とともに道路事業者に出該 ETC カードの無効を通知することがあります。この場合において、本項の措置及び ETC カードの無効の通知により ETC 会員に損害が生じた場合であっても、当社は免責されます。 (略)
--	--

以 上